

---

## 第6回 垂水市新庁舎建設検討委員会 会議録

---

■日時：平成30年3月13日（火）10:00～12:10

■場所：垂水市役所3階 第1会議室

---

### ■出席者

#### 【垂水市新庁舎建設検討委員会】

鯨坂委員長・川井田副委員長

林委員・日高委員・篠原委員・黒川委員・角野委員・前田委員・後迫委員

和田委員・山口委員・菅 委員

（欠席）橋口委員・安藤委員

#### 【事務局】

長濱副市長

企画政策課長・同課課長補佐・同課主幹兼政策推進係長・同係（副主幹・主査・主任主事・主事）

---

### 1. 開会

（事務局） 本日は、お忙しい中、本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまより、第6回垂水市新庁舎建設検討委員会を開催いたします。はじめに欠席委員の報告を行います。橋口委員、安藤委員は所要により、欠席との報告を受けております。

以上、2人の欠席がございますが、垂水市新庁舎建設検討委員会設置要綱第6条第2項により、過半数の委員の皆さんのご出席をいただいておりますので、委員会は成立いたしました。

それでは、本来ならば市長からのごあいさつでございますが、本日、中学校の卒業式のため、副市長よりごあいさつをいただきたいと思います。

### 2. 市長あいさつ（副市長代理）

（副市長） 本日はご多忙の中に本委員会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

今進行のほうでもございましたとおり、本来であると尾脇市長が皆様方にご挨拶を申し上げるところでございますけれども、本日は中央中学校の卒業式に出席のため欠席をさせていただきますことをご了承賜りたいと思います。

これまでの委員会におきましては、新庁舎建設に関します基本構想や基本計画作りに熱心にご審議をいただきました。本当に心から感謝を申し上げます。おかげさまで基本計画案のパブリックコメントを実施しましたところ、34名の方から70件のご意見をいただきました。これまで色々な計画を作りますときに、このパブリックコメントという手法を用いて市民の皆様方からのご意見等を賜るわけですが、これまで最も多く

ても7名、37件でしたので予想以上の結果となりました。これは市民の皆様方がこの新庁舎に対する高い関心と、また期待を寄せていらっしゃることを物語っているものと考えております。本日の委員会でございますが、基本計画案のご審議をいたしていただくことといたしております。そして明日、庁内検討委員会を開催し、今月末には市の最高決定機関でございます経営会議において基本計画案を決定する運びとなります。本日の委員会結果を報告し、しっかりと反映してまいりたいと考えております。本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

(事務局) これから先は、鯨坂委員長に、審議の方の議長を務めていただきたいと思います。それでは、よろしくお願いいたします。

### 3. 協議

(委員長) 今日は皆様方お忙しい中、卒業式とかある中、申しわけないのですが、私は大学の方におまして、大学の方も昨日最後の入試が終わりまして、研究室の方も新しい学生が決まり、ちょうど変わり目の時期の日になっております。この委員会も今日で6回目ということで、これからが正念場でございます。ご協力の方をよろしくお願いいたします。

それでははじめに、前回の会議録ですが、内容に問題がなければそのままHPに公開するというところでよろしいでしょうか。ご意見がございましたら3月末までに事務局に申し付けていただきたいと思います。それでは協議に入りたいと思います。レジメの方の協議(1)経過報告を事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) 経過報告ですが、パブリックコメントの実施状況を報告します。報告ですがパブリックコメントの集計結果のみをご報告し、意見の取り扱いについては基本計画案を説明する際に合わせてご説明いたしますのでご了承ください。パブリックコメントの提出者数ですが34名、意見の内訳としては、項目ごとに分類すると70件の意見がございました。計画全体に6件、新庁舎建設の必要性に7件、新庁舎の位置に18件、新庁舎の機能に38件、実現化方策の検討のところに1件、合計70件でした。後ほど意見の概要と市の考えについては説明します。

(委員長) 新庁舎建設基本計画案パブリックコメントの結果について報告がありました。ここでは意見提出者数の報告のみで内容については説明があるということでしたが、その他のことについて意見等ありますか。内容については後ほどご説明があるということで、資料2の表側、意見提出数が34名、Eメールが1名、意見提出箱が21名、その他が9名ということですね。その他というのはどんなのですか。

(事務局) その他については、広報誌にお便りのコーナーがあるのですが、広報誌で特集を組んでいた関係で、はがきを使って氏名と住所を書いて連絡先まで入っていたものですから、意見としてカウントをしております。

(委員長) 他にご質疑はありますか。次に(2)垂水市上町通り会の意見書の取り扱いについて、事務局の説明をお願いいたします。

(事務局) 意見書の件についてご説明をさせていただきます。垂水市新庁舎建設基本計画(案)パブリックコメント実施に対する意見書ということで、垂水市上町通り会から平成30年2月26日にこの垂水市庁舎建設検討委員会宛に提出されました。意見書ですので、その取り扱いはしっかりやらないといけないと思っております、この意見書が事務局

に提出されましたので、委員会事務局の企画政策課で受付をし、その取り扱いについては委員会に依頼したいと考えております。パブリックコメントの実施に対する意見書という名称ですが、先ほどご報告したパブリックコメントの結果には今回入っておりません。理由ですが、パブリックコメントの実施要綱を満たしていないということです。ただし、意見書としては受付をして取り扱います。要綱が満たされていない部分ですが、まず提出先が垂水市庁舎建設検討委員会となっていること、次にパブリックコメントの意見提出者は氏名、住所、連絡先の記載が必要ですが、記載がなかったということです。なお、市としても受付をして中身の確認は十分行っております。今後、この内容の取り扱いは委員会の方で適切に処理していただければと思っております。意見書の内容ですが、結論から言うと、現在地からの移転建設は反対ということで、A案を支持しているものと思っております。それから最後のくだりには具体的な建設設計の考慮事項というのが示されております。これらについては今後基本設計段階でしっかり反映すべき、検討すべき課題ということで、事務局としては受け止めているところです。

(委員長) 意見書はこの周辺に住む7人の方々と聞いております。意見としては「郵便局・銀行・飲食店・各種商店も近くに軒を並べて、市民にとって快適で住みやすいところです」と書かれておまして、移転するとそういったものが崩壊するのではないかとということが書かれております。その後の段落はなかなか自力で建替えできないので、というようなことが書いてありまして、その後「また庁舎建設は」から庁舎を建て替えるとしたらこういうことを選定してほしいということが書かれております。事務局の説明ですと、7人から出された意見書については、パブリックコメントの数には入れていないということでした。いかがでしょうか。今、ご熟読するのに時間がかかるとお思いますので、読まれてこの意見書の取り扱いについてご意見をいただければと思っております。

(A委員) 私は前回の委員会で、これは誰が見ても、誰が読んでも1も2もなくやっぱりC案じゃないかと思えますと言いました。パブリックコメントであるとおき事業費も1番安い。ただ、私は帰り際にC案の1番の欠点は災害の時の場合にどうするか、大正噴火クラスの爆発があった場合、今、新燃岳も盛んですが、そういうことを行政としては調べられたのか、そこのところはどうなっていますか。

(委員長) 事務局から何かありますか。

(事務局) 桜島の大正噴火関係ですが、資料確認を行ないました。大正噴火時の津波については鹿児島市で極小規模のものが確認されたが、被害はないという記述がありました。垂水市史でも津波の発生や被害の記述はございませんでした。今のところ津波に対しては垂水市防災マップに津波想定区域、浸水想定区域が設定してありますので、市としては付近の状況把握をし、建物に対する対策、周辺環境に対する整備、こういったものを総合的にどこに候補地が決まってもこういったことはやらないといけないという認識でいます。

(B委員) この意見書をパブリックコメントに入れるかどうかについて、私の考えなのですが、今伺ったところによるとこの書式とか出し方に不備があるから採用できないとおっしゃっていましたが意見は意見だと思う。手続きのことでここに住所がないということならば、この意見書を出していただいた方々にもう一度その手続きをとってもらって、私は入れるというほうに賛成です。入れないということがわかりません。

- (委員長) 今意見書のほうをパブリックコメントに加えるべきだと意見をいただきました。いかがでしょうか。
- (C委員) ここに建て替えてほしいという意見としては取り上げるべきではないかなと思いますけど、ただそれがコメントの集計の中に入れるか、入れないかの部分は、我々は何を判断するのかピンとこないところです。
- (委員長) 意見書が出てくることを想定していなかったのだと思う。意見書が出てきたので、パブリックコメントの一つとして報告書のほうに入れていいのかどうかというところだと思います。パブリックコメントというのは別に表決ではありませんので、B委員からお話がありましたけど、そういった意見も入れてもいいのではないかなというのも当然あると思います。ただ一方で行政としてはルールで「これをお願いします」といっているのに、それ以外で出されて「困りました」というところではないかなと思います。事務局からご意見ありましたらお願いいたします。
- (事務局) 意見書は行政に対して出された文書ですので相応の対応はしています。先ほども申しましたように、宛名が「垂水市長」であれば取り扱いも市として考えないといけません。今回、上町通り会が策定委員会に出された形になりますので、まずは策定委員会の中で取り扱いを考えていただきたいということです。意見はパブリックコメントとは別に対応をさせていただいているところですので、こういうご時勢ですから、適切な取り扱いをしたいと考えております。
- (委員長) そうですね、皆さんに対して地域の方から意見書が出てきたので、それに対して委員会としてどう取り扱うのかということをお話しましょう、ということですね。
- (C委員) 意見書としてだしていただいているので、パブリックコメントとして取り扱ってもいいのかなと思う。
- (委員長) そうすると、B委員、C委員、お2人ともパブリックコメントの一部として取り入れて報告書としてまとめたらどうかというお考えですね。
- (C委員) 今まで我々が回答していた中身と全く同じ視点で、自分たちの考えということですので、我々の代表としてきている10名とまとめて意見を出されたというのは同じ視点である気はするのですが、それをふまえた上で何回か検討してきているので入れていいような気はします。当然、行政の方は書式とかありますけれども、やっぱり同じ市民の意見はここで我々が拒否することもないのかなと思います。
- (委員長) 今お2人からパブリックコメントとして取り上げてもいいのではないかとご意見が出ましたが、反対の方がいらっしやらなければその方向でよろしいでしょうか。それでは委員会に対しての意見書はパブリックコメントとしても取り上げて反映させるという結果でよろしいでしょうか。
- (事務局) 一定のルールの中でパブリックコメントがあるので、例えばこれは意見書として提出されていますが、これを認めるとすると意見としては個別にでてくるものもあります。それをどこまでを線引きするのかというのが非常に厳しくなります。これは委員会に提出されているので、委員会として協議をしていただきたい、と我々は考えているところでございます。
- (C委員) 極端な話、無記名の意見とかもあつたけどもそれは入っていないということですか。
- (事務局) 要件を満たさないものは入っておりません。

- (D委員) この意見書を委員会で検討するということはどういう意味があるのか。
- (事務局) 内容については先ほども説明したとおり、整備位置の決定に関することと、設計段階の機能について意見が書かれております。市としては基本計画に候補地の位置を盛り込むようにしているのですけれども、設置位置の考え方としては候補地の評価結果、パブリックコメントの結果、そして外部委員の意見をふまえながら、最終的に市で決定をする手続きを考えています。これから整備位置を決めてまいりますので、取り扱いとしては、例えばこの意見書の内容もしっかり確認をして最終的な意思決定をしてほしいとか、機能については基本計画段階で盛り込めるように配慮をしてほしいとか、このようなまとめ方でよろしいのではないでしょかと考えてはおります。
- (委員長) ということは、この意見書に対して委員会で取り扱いますというような表現をしてもいいと言う事ですね。
- (事務局) 意見書ではA案という意見もあったけれども、委員会としては決定機関ではないわけですので、こういう意見も十分把握をしたというような取り扱いでよろしいのではないかと思います。
- (委員長) 最終的には委員会で議論していただいて多数決で決めるのですか。
- (事務局) 位置決定は市で最終決定します。
- (委員長) それでは今の意見書の取り扱いについてはパブリックコメント、基本計画案をご説明いただいた後にもう一度議論したいと思います。次に進めさせていただきます。「3 垂水市新庁舎建設基本計画案」について、事務局の説明をお願いいたします。
- (事務局) それでは資料3垂水市新庁舎建設基本計画(案)についてご説明させていただきます。併せまして、パブリックコメントの結果、資料2も用いながら説明しますのでよろしくをお願いいたします。
- この基本計画(案)ですが、これまで委員会の方に資料として提出しておりました庁内検討報告書、11月に決定しました庁舎基本構想、今回のパブリックコメント結果、さらに委託事業者の調査結果、先進事例等の調査ですがこれらを反映して作成しました。全部で9章構成となっております。
- 1章は検討経緯と基本計画の位置づけです。計画策定の背景と目的は基本構想をベースとしました。これまでの経緯の部分は、会議の開催状況、庁内検討委員会、外部委員会について記載しました。基本計画の位置づけは基本構想から新庁舎完成までの流れを示しました。基本計画の策定体制ですが、市が策定機関、策定の主体としては庁舎検討委員会と事務局が中心となって素案を作り、市民の代表であるこの検討委員会のご意見を聞きながら、また一般市民に対してはパブリックコメントを実施し、議会については常に報告と説明を行いながら計画の策定を進めていき、最終的に経営会議と呼ばれる機関で意思決定されるといった流れを図示しました。
- (委員長) いったんここでできましょうか。何かご意見はございますか。私から質問ですがこのパブリックコメントについて何かありましたか。
- (事務局) 資料2パブリックコメントの結果ですが、検討の経緯に関しては意見がありませんでした。
- (委員長) それでは2章の新庁舎建設の必要性の説明をお願いいたします。
- (事務局) 第2章新庁舎建設の必要性です。ここの部分にはパブリックコメントの意見が7件あ

りましたので、はじめに意見と市の考えについてご説明します。意見等の概要ですが「本庁舎は古く、老朽化のため必要」というのが2件ありました。これについての市の考えは「本基本計画案に盛り込まれているもの」としました。次に意見の概要「現庁舎は耐震化されていないため、緊急時に備え防災拠点としての機能を有する庁舎建設を急ぐべき」と同様な意見が2件ありました。これについても「計画案に盛り込まれている」としております。次に「消防庁舎も老朽化しており時代に合わせた消防庁舎づくりが必要」と同様な意見が2件ございます。また、「消防署は入っているのか」「市役所を新しくするより消防を新しくした方が市民のためになる」「災害に備えるのであれば、災害に直接対応する人たちの施設整備が先ではないか」と消防に関する意見がございました。市の考え方としましては、今回この新消防庁舎については垂水市消防本部が検討を行っている中で、現在、消防広域化の課題があり、この広域化推進期間が平成35年までになっていることから、新消防庁舎整備は、まずは市庁舎建設をし、その後、災害対策本部等との連携を考慮し、本庁舎と同一敷地内に別棟で整備していく形が望ましいという検討報告をまとめていることを示しました。このパブリックコメントの内容をふまえて2章の現庁舎の概要、現庁舎の状況と課題を整理して新庁舎建設の必要性としてまとめたところです。課題のタイトルですが基本構想と違いはありません。課題の詳細については、委託事業者が調査しまして、写真を用いながら具体的な状況説明を行ないました。

(委員長) 第2章についてご意見等いただければと思います。

こちらから心配な点が2つありまして、この庁舎自体、垂水市の60年、皆様が使われてきており、街の記憶の一つであり、垂水市象徴の建物だと思うのですが、それについては何か書かなくてもいいのかということ。実はこれを設計したのは衛藤右三郎という建築家でかなり優秀な計画をした方なのですが、最初の概要のところか、状況の課題のところか「60年間市民に愛された」というようなことは「お疲れ様でした」ということで書いてもいいのではないのかと思います。実は次のステップでこの建物を解体して更地にしてしまうのかという意見、ここが更地になってしまったら周りが困りますよ、その建物の一部でも残してそれを活用したら商店街も使えるわけですから、そういった意味でも今後この建物をどうするかというのは今後の検討になると思います。そういった意味で「倒壊します」とここまで書かれていると使えなくなってしまう気がします。現在、建物というのは建築の世界では減築というのがありまして、一部取壊し、小さくすることにより耐震補強するというやり方もあります。ですから、今後色んな敷地の活用を考えながらここをどうするのか、それができるように少し表現を考えた方がよいかと思います。それでは第3章新庁舎建設の基本方針のところの説明をお願いします。

(事務局) 第3章基本方針、第4章規模設定までを説明します。3章、4章についてはパブリックコメントの意見は提出されておりました。

第3章新庁舎建設の基本方針ですが、基本構想の考えをそのまま採用しました。

第4章新庁舎の規模設定です。はじめに規模算定の基本指標ですが、将来人口は供用開始の目標の直近値である平成32年度の推定人口14,374人を庁舎整備によって生じる行政サービスの受益者数ということで設定しました。職員数は新庁舎への配置職員数として特別職、臨時職員を含め250人としました。議員数は現有の市議会議員定数条例の14人を採用しました。組織としては今後、法改正や地方分権の推進、行政改革などで将

来予測は難しいため、今回は現時点の組織構成を想定しました。次に新庁舎の延床面積ですが、延床面積の算定方法は、大きく3通りあります。1つ目は類似市町の人口・職員数を参考にする方法、2つ目が総務省の基準に基づいて算出する方法、3つ目は国交省の基準に基づいて算定する方法があります。1番目の類似自治体の職員数および人口規模を参考にして算定した面積ですが、職員の1人あたりの平均面積は29.5㎡/人、人口1人あたりの平均面積213.7㎡/千人でこれを使用すると職員1人あたりの場合7,375㎡、人口を用いた場合3,071㎡となり大きく開きがありました。2番目の総務省の基準で算出すると5,847㎡、国交省の基準でいくと4,207㎡となります。このように3,000㎡~7,000㎡とばらつきがありますが平均すると5,125㎡程度になります。現在の庁舎面積、これは市民館の執務スペースと旧協和中文書庫スペースも加算して4,600㎡程度です。こういったことから、総務省の5,800㎡が比較的近い数字ではないかと思うのですが、この委員会でも庁舎の基本機能に市民が集い交流できるオープンスペースの確保の要望がありました。こういった上積み部分、プラスαとしていますが、必要な付加機能として、災害や震災などの防災施設として150㎡、市民が憩い集えるパブリックスペースとして150㎡、生活利便施設ATMコーナーなど10㎡、職員の福利厚生施設140㎡を見込み、これまで基本構想等でお示しをしている通り、新庁舎の延床面積の上限値の目安として6,000㎡としました。

次に敷地面積ですが、庁舎敷地には本庁舎をはじめ、駐車場とオープンスペースが必要です。駐車地面積の算定ですが、まずは来庁者用駐車場については、広い駐車場を整備してほしいという意見があります。今回来庁者用駐車場の算定ということで、一般的な算定基準を用いましたが、来庁者割合については、他の市町村より比較的多いということで2倍を用いて設定し77台と試算をしました。また、議員駐車場、公用駐車場、職員駐車場とも必要台数を見込みました。現在、身障者用も含め31台、議員駐車場は0台、公用駐車場41台、職員駐車場0台、合計72台分の駐車スペースしかありませんが、これを身障者用も含め79台、議員駐車場を14台、公用駐車場を41台、職員駐車場を76台確保し、合計210台が必要とし、必要面積を4,800㎡としました。その他、駐輪場の面積とか敷地内のオープンスペース等の面積を考慮しまして、上限の目安を10,000㎡としました。

(委員長) 3章、4章は特にパブリックコメントの意見はなかったということですね。内容についてご説明していただきましたが、ご意見はありますか。それではご意見がないようでしたら、この内容で進めてもよろしいでしょうか。いずれも上限値ということで書いてありますので、今後の進め方によっては6,000㎡より少なくなる可能性もあります。それでは次の第5章に入りたいと思うのですが、説明をお願いいたします。

(事務局) 第5章新庁舎の位置についてご説明いたします。パブリックコメントの意見は18件ありますが、最後の方で説明します。

はじめに新庁舎の建設候補地ですが、今回基本構想に示された3つの候補地の地図を示しています。次に建設候補地の比較検討ですが、基本構想で示された新庁舎における評価基準である市民の利便性、計画の経済性と実現性、防災拠点・安全性、まちづくりとの整合性といった4点の評価基準を設けて評価したことを記載しております。次に各候補地の評価について、これまで委員会で実際に評価も行っていただきましたので、そ

の結果と庁内の評価を示しました。次にこういった情報をふまえて新庁舎建設候補地の決定という形でとりまとめました。内容ですが、新庁舎建設候補地は、市の基本構想において、事業費をはじめ、市民の利便性や市街地形成への影響に対する調査を行い、庁内検討委員会による内部評価及び学識経験者や関係機関の代表で組織された庁内検討委員会による外部評価を行い、整備位置を決定することとしています。さらに、決定過程の透明性を高めるために、これらの評価結果をパブリックコメントにより公表し、パブリックコメントの結果を踏まえて、整備候補地を決定することとしました。選定の評価基準ですが、「2. 建設候補地の比較検討」にあるとおり、①市民の利便性、②計画の経済性と実現性、③防災拠点・安全性、④まちづくりとの整合性とし、それぞれに評価項目を設け、計 11 の評価項目を設けました。建設候補地の内部評価及び外部評価の結果については、下表 1 のとおりになりました。また、パブリックコメントの結果は、意見提出者は 34 名、意見件数は 70 件あり、このうち「新庁舎の位置」に対する意見は、下表 2 のとおり 18 件ありました。市としては、このような結果を踏まえ、「候補地 C / 錦江町旧フェリー駐車場用地」が建設候補地として最も適切であるとし、本基本計画においても、敷地利用計画、そして概算事業費の算定に用いるものと整理したところです。内部評価と外部評価の結果のまとめですが、候補地 A は「○」が 12、「△」が 7、「×」が 3 でした。候補地 B は「○」が 10、「△」が 12、「×」が 0 でした。候補地 C は「○」が 18、「△」が 4、「×」が 0 でした。それからパブリックコメントの「新庁舎の位置」に対する意見の内訳ですが「C 案がよい。用地取得しやすく事業費が低価格」という意見が 5 件あり、これに対する市の考えとして「整備位置決定の参考とする」としました。次の意見「C 案がよい。用地取得や補償費を考慮してほしい。浸水対策はかさ上げ対策を講ずれば問題ないと考える。ゆとりある空間に建設してほしい」、こういった意見が 2 件ありました。これも「整備位置決定の参考にする」としました。次に「C 案がよい。理由としては交通アクセスがよい。事業費も一番安い」との意見も「整備位置決定の参考にする」としました。次に「A 案は事業費がかかりすぎるので絶対反対」という意見もあり、これも「整備位置決定の参考とする」としたところです。次に「現在の市役所廻りも空地や空家が多く、市役所が移転することで商店がさびれる。市役所がなくなるのは商店主には死活問題」という意見ですが、市の考え方としては「庁舎建設と併せて、周辺環境整備を検討したいと考える」としました。次に「候補地の比較検討結果は分かりやすい。候補地選定に対して本市の財政事情や建設費を考慮した選定、建設までの工期を考慮した選定で進めてもらいたい」という意見ですが、これも「整備位置の決定に参考にする」としました。次に「候補地 C は雨が続きと冠水するが大丈夫なのか」という意見ですが、これについては「候補地 C に限らず、それぞれの候補地において、設計段階において、予想される地震や浸水等の対策を講じる必要があると考える」としました。次に「候補地 C は開放的で交通渋滞が少なく景色がよい」という意見ですが、これも「整備位置の決定に参考」としました。次に「市民館に移して欲しい」ですが、これは B 案でカウントし、市の考えとしては「整備位置の決定の参考」としました。次に「新庁舎の立地はコンパクトシティを考慮に入れ、通常は使い勝手が良く、観光の情報拠点やランドマーク的に存在感があり、災害発生時には、指令塔として、庁舎自体が被害を受けないような立地と構造であることが望ましい」という意見ですが、これも

「整備位置の決定に参考」としました。次に「3つの候補地のうち、旧フェリー駐車場なら日本一のロケーションに建つ庁舎になると思う」についてはC案でカウントしました。次の意見はA・B・C案、それぞれの考察をいただき、最終的には用地取得が容易であることや建設事業費が抑制でき経済的であることから、C案が妥当」という意見でした。これも「整備位置決定の参考」としました。次に「土地取得が他より簡単な旧垂水フェリー近くの場所がベター。フェリーが潮彩町に移転してあの場所は少し寂しくなっているので市役所移転により活気が戻って来るのではないかと期待される。津波対策、台風時の波風対策は言うまでもなく重要である。隣の砂採取場からの砂の飛散も考えられ壁の設置などしっかり講じてほしい」という意見でした。これもC案でカウントし、「整備位置決定の参考」としました。以上のとおり、候補地Aに対する意見は、A案は絶対反対という意見が1件ありました。候補地Bは、市民館に移して欲しいという意見が1件ありました。候補地Cですが、C案がよいという意見は12件があり、その主な意見ですがコスト、工期、ロケーション、ゆとり空間といった観点からC案がよいという意見で整理しました。その他の意見としては市役所移転に対する商店街対策、候補地Cの冠水対策、立地条件等ということで4件ありました。こういった内部評価の結果、外部評価の結果、それからパブリックコメントの中でもC案がよいといった意見がありましたので、事務局としては、基本計画案の中で候補地Cが最も適切であるとししました。

(委員長) 第5章の前半部分はこれまで議論した部分で、ご記憶があると思うのですが、委員会でも候補地に対する評価を行いました。この第5章についてご意見、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

(E委員) 上町通り会の意見書ですが、パブリックコメントにはなかったけれども、上町の人たちはA案、我々は協力しますというご意見だと思います。

(委員長) 今の説明ですが、外部、この委員会かどうかわかりにくいので、外部の標記をどこかに書いたほうがいいかもしれない。「庁内」は庁内検討委員会、「外部」はこの委員会ということがわかるように記載していただければと思います。

他にご意見がなければ、「候補地Cの錦江町旧フェリー駐車場用地が建設候補地として最も適切であるとし、本基本計画においても、敷地利用計画や概算事業費の算定に用いるものとします」ということで、今後候補地Cで検討しますという結論になるということですが、多分1番重要なところだと思います。前回の皆さんで検討した時もCでしたので委員会として、結論はCでいいのではないかとと思うのですが、よろしいですか。それで今、E委員からもございました、意見書を1件としても7人としても結果としては数を争うことはないのですが、意見書の内容をパブリックコメントに加えても結論は変わらないですし、これに対して我々検討委員会のほうからこの意見書に対して何らかのお返事を考えたいと思うのですがそういうことでよろしいですか。では、意見書に対する回答は最後にもっていきますので、先に議事を進めさせていただきます。第6章の説明をお願いします。

(事務局) 第6章、新庁舎の機能でございます。新庁舎の機能については38件の意見がございました。新庁舎の機能ですが、5つの基本方針に基づき、基本的必要機能、具体的整備機能という階層化した形で整理しました。

はじめに基本方針1「市民に親しまれる、やさしい庁舎」です。ここは1番にユニバ

ーサルデザインの基本的必要機能をあげ、具体的整備機能として、バリアフリー施設の機能、移動への配慮をすることを具体的に記載しました。「多様な利用者への配慮」は、パブリックコメントの中で14番の意見「キッズスペースの設置」、それから18番の意見「子供用のトイレがあると便利」ということで、この2点について、子育てに関連する窓口の近くに、授乳室やキッズコーナー、子ども用トイレなどを設置し、子ども連れに方にも利用しやすいよう配慮した計画としますということによって反映しました。その他、車イス利用の方々とか、窓口カウンターや記載台の話とか、そういった先進地事例の情報を調査し、基本計画案に反映しました。それからその他の具体的機能ですが、分かりやすい案内表示、サイン関係についても整理しました。基本的必要機能「窓口・案内機能」ですが、具体的機能に「ワンストップサービス導入の検討」とあります。パブリックコメントの22番目の意見「現在の庁舎は利用しづらいので手続き等がしやすい環境にして欲しい」といった意見に対して「ワンストップサービス導入」に反映しました。その他にワンフロア・低層階への窓口集約をしっかりとすること、プライバシーに配慮した相談窓口のところですが、ここについてはパブリックコメントの1番目の意見「市民課、福祉課はプライベートな相談が多いところなので個室がほしい」ということで、プライバシーに配慮した相談窓口に反映しました。基本的必要機能「市民交流・協働機能」ですが、本委員会でも多目的スペースを設置して市民の交流を図れるようにしてほしいといったご意見もございました。パブリックコメントの19番目の意見「色々な人が集える場所があると利用しやすい」とありましたので、このスペースの確保に反映をしたところです。多目的スペースの整備、それから休憩・憩いの場、ここにはパブリックコメントの11番目の意見「ATM導入」がありましたが、来庁者や職員の利便機能として、ATMコーナー・自動販売機コーナーなどの設置について検討するよう盛り込みました。基本的必要機能「情報受発信機能」は、この多目的スペースと上手く連携しながら情報受発信コーナーを充実していかなければならないということを考えているのですが、こういったコーナーについても先進事例の情報を記載しました。

次に基本方針2「市民を守る防災拠点としての庁舎」、基本的必要機能「耐震性・安全性」ですが、まず耐震性の確保について官庁施設の総合耐震計画基準に基づき、今回構造体はI類、建築非構造部材はA類、建築設備は甲類と、災害防災拠点に必要な機能を維持するためにはこういった構造部材、建築設備について目標を達成する構造でやっていくものとなりました。耐震工法は、現在一般的な耐震構造形式の耐震構造、免震構造、制震構造、3構造の比較検討を記載し、今後、設計段階で予算、構造、規模、形状について検討し、最も適切な工法を選定するとしました。基本的必要機能「防災拠点機能」ですが、災害対策本部機能を設けること、それから台風・水害対策について、本部や機械室などは2階以上に配置すること、建物の構造体には津波圧力には十分な水平力を有し、滑動および転倒しないように対応し、十分な耐風圧強度を確保した窓設計とすることなどを記載しました。ライフラインの維持については電力設備、通信設備、給水設備、排水設備、空調設備、こういった設備の考え方を記載しました。それから備蓄スペースの確保ですが、パブリックコメントの6番目の意見「温泉水20L、缶詰、ディスプレイ等の備蓄倉庫の設置」ということで、備蓄スペースの確保はしますけれども、中に入れる防災資機材それから防災備品等については今後、防災担当部局で入れるものを検討し

ていくという方向性で整理しました。その他一時避難機能の施設として一時的な受け入れに対応できるような対応、こういったものの機能として設けたいとしました。基本的必要機能「セキュリティ機能」ですが、防犯・セキュリティ対策の考え方、それからセキュリティ区画等を示して、必要なセキュリティ対策を施すよう検討することを示しました。

次に基本方針3「効率的・経済的な庁舎」、基本的機能「執務機能」については、まず、オープンな執務空間を確保すること。ユニバーサルレイアウトの導入をすること。会議・打合せスペースを確保すること。これらについて先進事例を調査し、効率的・経済的対応ができるよう取組みたいと考えているところです。基本的必要機能「ICT機能」ですが、フリーアクセスフロアの採用、庁内LAN・公衆無線LAN、こういった環境を整備して効率的な行政サービスができるようICTの環境整備をうとしました。基本的必要機能「福利厚生機能」については、更衣室、休憩室の整備、それから基本的必要機能「施設管理機能」については施設管理の効率化として考え方を記載しました。基本的必要機能「コスト縮減」ですが、建物更新性の向上ということで、現在提案されているのがスケルトン・インフィル工法の採用を検討するとしてしました。

次に基本方針4「市民に開かれた議会機能を備えた庁舎」ですが、今後この議会関係のことは議会サイドと確認を取って進めていきますが、まずは庁舎の整備にあたり事務局として、先に考え方を整理させてもらいました。基本的必要機能「議会機能」は市民に開かれた議会を目指すための取り組みを提案しています。それから諸室の整備、これについても議会運営がスムーズに行われる形で考え方を示したところです。基本的必要機能「議会情報発信機能」ですが、情報通信環境、先ほど庁内のICTの話をしましたけれども、議会の様子をロビーなどでも視聴ができるようにするなど、基本的な機能は確保したいと考えているところです。

最後になりますが、基本方針5「地球環境に配慮し、周辺環境と調和した庁舎」ですが、基本的必要機能「省エネ・環境配慮機能」ということで省エネルギー対策、再生エネルギーの有効活用、高効率設備の採用、こういった内容を記載しました。それから垂水市独自の部分かと思うのですが「降灰対策機能」を入れております。基本的必要機能「周辺環境配慮機能」ですが、敷地整備に関する部分として、パブリックコメントの9番目の意見「小さい子どもが飛び出しをしないよう、また、駐車場も安心して歩けるよう設計して欲しい」と意見がありましたので、庁舎利用者の安全面を配慮し、歩行者と屋外駐車場への車の動線が交差しないよう十分な配慮するよう整理しました。基本的必要機能「庁舎デザインと景観形成」ですが、ここについてはパブリックコメントの20番目の意見「垂水市産の木材を使った温かみのある庁舎が望ましい」とありましたので、この庁舎デザインと景観形成の部分に文章として考え方を反映させました。

その他のパブリックコメント意見について市の考え方ですが、2番目の意見「各課来庁者用の椅子がほしい」ですが、室内レイアウト計画や什器整備計画において検討していきます。3番目の意見「市民交流の場の一部として垂水の景色を楽しむスペースを3階につくればどうか」ですが、市民交流の場は1階に設置する予定でしたが、3階にどうかという話ですので、基本設計時において検討したいとしました。4番目の意見「歩行浴付き温水プールの設備があると、高齢者が運動できるし、交流の場になる」という

意見がありました。市の考え方としては、交流の場づくりとしてのご提案ですが、整備に多大な事業費がかかるため、必要以上の機能ではないかと考えますとしました。5番目の意見「ウォーキングマシンなどの運動器具を室内に設置し、利用できれば健康づくりに役立つ」という意見に対しては、本基本計画案の具体的整備機能「多目的スペースの確保」、「休憩・憩いの場」に関することですが、ご提案については、関係機関等と検討を進めるとしました。7番目の意見「市内温泉水業者の温泉水ペットボトルをロビー等に設置する」は同じように本基本計画案の具体的整備機能「多目的スペースの確保」、「休憩・憩いの場」に関することですが、ご提案については、関係機関等と検討を進めるとしました。8番目の意見「駐車場に雨よけ屋根をつける」ですが、敷地整備設計時において検討するとしました。10番目の意見「広い駐車場の整備」という意見については、敷地面積算定において、適切な駐車台数の算定を行なっているとしました。12番目の意見「自然災害や市役所での火災が起こったとき、避難経路の確保はできているのか。エレベーター、エスカレーターが使えない事態が起きたとき、階段を自力で下りることができない人などへの対応。市役所自体に何か起こったときの避難経路と対処法」という意見ですが、これについては行政機能を維持することを第一に、想定しうる事案については、基本設計や運用で対策を講じるものとするとしてしました。13番目の意見「雨の日や灰などで滑って転ばない床の素材」については、基本設計時において検討するとしました。15番目の意見「子連れでも利用しやすい食堂、カフェ」というご提案が6件ありました。これについては現在のところ、来庁者向けの市民交流機能としては必要以上の機能ではないかと考えますが、基本設計段階において、再検討することとします。この食堂やカフェですが直営は難しいものですから、外部経営される形となると、そういったスペースを設けるのか、設けないのか、という話になりますのでここについては設計段階でもう少し再検討を要するのではないかとということで整理しました。はじめは市としては考えていなかったが、意見が出てきましたので必要以上の機能ではないかと考えているが、再検討しますということでご理解いただきたいと思えます。16番目の意見「託児所」ですが、これについても3件ございましたが、食堂等と同様に具体的整備機能においては必要以上の機能ではないかと考えますが、基本設計段階において再検討することとしました。17番の意見「美容院」については、行政サービスの観点から必要以上の機能ではないかと考えます。21番目の意見「住民票などをコンビニ取得の検討」ですが、行政サービスの向上ということで、担当する部署で対応することとしました。23番目の意見「議会ゾーンは傍聴席から議員の顔が見えるようにして欲しい」は市議会と連携の上、基本計画時に検討することとしました。24番目の意見「上層階には市の文化財等を保管して欲しい」ですが、基本計画時において検討することとしました。

(委員長) 第6章ですが、意見も多数出てきました。第6章についてご意見、ご質疑等ございましたらお願いいたします。

(A委員) 候補地Cというのが決まったような説明でしたが、私が危惧しているのが埋立地の跡地ということで、災害時に水没する可能性があるのではないかと考えています。それでこの23ページの候補地Cの部分に都市下水路ポンプ施設予定地とありますが、この下水路ポンプ施設予定地、これは排水をするためのポンプの予定地ですか。

(事務局) これは都市計画事業の中で用途指定をしてあるエリアがございまして、今回の直接的

な庁舎建設とは関係なく、ポンプ地として設定してある土地があるということです。このエリアは、建屋を建てられないエリアですが駐車場としての活用はできます。

(A委員) 排水ポンプという意味ではないですか。

(事務局) そうです。相当昔の計画で、このエリアの排水を強制的に出すためのポンプ施設をつくる予定地として都市計画を進めた経緯があり、現在途中でその計画は終わっており、用途指定だけがこの土地に残っている形になります。

(A委員) C案で建設が始まって、結局そこに水が大分溜まるというふうになった時に、その排水をするという予定はないのですか。

(事務局) 現状にそのような施設をつくるかという、そういう計画はございません。排水に対する改善は、今現在いくつか排水事業計画を市としてもしておりまして、今ロータリーより下の方に排水が溜まらない、冠水しない状態となっているようでございます。

(A委員) それが絶対ということがあれば。

(事務局) 想定外ということもございます。

(A委員) その場合どうなるのか。防災拠点となった場合に、車両のそういう出動ができない場合があるかもしれないし、できればそういう水対策というか、万全にしていきたい。私が危惧している一つのもので。

(事務局) 冠水については、国道も市民館のあの辺が冠水してしまうエリアになっておりまして、国交省とも今いろいろと整備に取り組んでいただいております、全体的にその辺の改良というのは排水路の整備等において計画はされているとは思いますが、相当大きな計画になっていくと思いますので土木等とも協議をしながら進めていかないと考えております。

(E委員) その用地取得はどうなりますか。そこは開発公社のまま残るということですか。結局 16,000 m<sup>2</sup>の用地ということですよ。16,000 m<sup>2</sup>のうち 10,000 m<sup>2</sup>だけを公社から市が買い取ってそこだけ利用するのか。それとも全部買って駐車場として利用するのか。

(事務局) 今後、消防の計画等も 35 年度以降になりますが、合併協議等が終わった後にその辺の話が出てまいります。そうすると消防予定地としても必要性が出てくるのではないかと考えておりますので、そうなればそれくらいの面積は必要になってくると考えます。今回はあくまでも庁舎建設として 10,000 m<sup>2</sup>を確保する、上限として確保するというところで、よろしいでしょうか。

(委員長) 色々な提案をもらってもいいですね。どこを庁舎で使うか、それによってかなり街との関係性とか、行政とか防災とかに関わってくると思いますので、今後、多分提案をもらって決めていくのがいいと思います。他にご意見等ございませんでしょうか。

(A委員) 市民の利便性ですが、建設された時点でバス停などは近くに設置できるわけですよ。

(事務局) 現在も既存のバス停があります。ここを運行管理者と適切な位置については検討する必要があると考えております。

(委員長) ここは今後検討して欲しい部分だと思います。これに関連して、前回の委員会でもお話をしたと思うのですが、Cの敷地に移った時は街を歩けるよう整備することが非常に重要だと思うので、バスや歩行者道路の整備について、少し離れた敷地ですから、書いたほうがいいのかと思う。他に何かございますか。私から、ここは埋立地ですよ。液状化対策はどうですか。

(事務局) 駐車場の地質調査をして、その中でどのような基礎とすべきかが決められると思いま

す。現状、大きな建物としまして、県営住宅、中央病院が同じエリアの中にありますのが問題はなく建っておりますので、建設手法の中でクリアできていくのではと考えております。

(委員長) 特に液状化対策は施すということは書いておいたほうがいいと思います。他にはご意見、よろしいでしょうか。なければ第7章以降の説明をお願いしてもよろしいですか。

(事務局) 第7章敷地利用計画を説明します。敷地利用計画ですが、建設予定地としてはC案ということで、検討すべき、対応すべき情報を整理しました。風水害対策、塩害対策、それから新たな顔づくり、アプローチ・同線計画、まちへの景観配慮、こういった部分について、ここの敷地をどう考えていくか、今後この設計会社を決める際の重要な論点の一つですので、こういったことが課題であるというようなこともまとめた形にしています。

(委員長) 消防はどうしますか。

(事務局) 消防はまだ出せません。新庁舎全体の敷地面積は10,000㎡、庁舎の敷地は2,000㎡、付属棟は700㎡、駐車場・駐輪場は5,000㎡、その他(緑地・広場等)で2,300㎡としています。計画エリア内は、都市計画錦江ポンプ場施設として都市計画で4,900㎡が指定済みとなっており、この面積は建物の建築が制限されているという条件があります。ただし、ポンプ場の地上は広場や駐車場の整備については問題ありませんとしています。続きまして、配慮事項ですが、海岸に隣接するための対策をどう施していくか、桜島の景観をどう活かしていくか、水害の影響を受けないよう庁舎の1階フロアレベルの設定をどうするか、また、現況からの地盤レベルかさ上げをどう検討していくか、それから人や車の動線をどう考えていくか、こういった配慮事項について課題となるべきポイントを整理しました。

第8章新庁舎の空間構成ですが、各機能の配置について大きく6つのゾーンに分け、市民交流ゾーン、窓口サービスゾーン、執務室ゾーン、執行部ゾーン、議会ゾーン、これらを2番目の各部署のフロア構成、3階建てを今想定していますが、低層階には市民交流ゾーンと窓口サービスゾーンを、中層階には執務室ゾーンと執行部ゾーンを、上層階には議会ゾーンを設置すると提案しているところです。

第9章の実現化方策の検討、概算事業費の部分です。第5章において決定した整備候補地Cのこれにおける概算事業費を算出しました。まず、新庁舎建設の工事費ですが、庁舎の本体工事費は46万円を単価に6,000㎡ということで、2,760百万円を想定しているところです。ただ、免震構造の場合単価が50万円以上かかるという結果でした。付属棟については210百万円、外交整備費については219百万円と試算しました。設計管理費ですが138百万円、確認申請で200万円、こういった数字が出てきています。それからCの場合は用地取得が発生しますので、その用地取得10,000㎡で現在の想定単価が17,940円なので、179百万円としています。備品関係は単価を70万円とし、264人分、185百万円としています。ただし、情報通信整備費は、さまざまなICT関係の環境整備があり、現時点では未算入です。今後関連事業として様々な業務、整備すべき案件とか整理をして、今後庁舎建設が推進段階でもっと精度の高い整備費が算出できるよう努めていきたいと考えております。同じく、新庁舎の移転費についても作業がまだ全然想定されていませんので、未算入です。よって現時点の概算事業費は消費税込みで3,693

百万円となっております。なお、資材単価等が上がっている関係で、毎年のように単価というのは上昇しているようです。こういった情報も随時確認をしながらコスト縮減の工夫をしていくよう考えております。新庁舎建設費の財源検討です。まず、新庁舎建設の費用というのは、市有施設整備基金、今積立てている部分の基金、これと公共施設等適正管理推進事業債を財源とする考え方でいきます。基金の状況ですが、平成 23 年に市有施設整備基金を設置し、28 年度末の積立額は 11 億円です。今後、毎年度できるだけ積立額を増やし財源として活用していく考えです。地方債ですが、この地方債は交付税措置のある公共施設等適正管理推進事業債を活用するとしています。この地方債は熊本地震等を受けて創設されたもので、29 年度から平成 32 年までの限定措置です。この期間内の協議を行って、この事業債が受けられるよう作業を進めることで市にとって財政負担が少しは減る状況になります。

事業手法ですが、この委員会でも設計施工分離方式が望ましいということでご意見をいただいたのですが、庁内の委員会等との結果、今回事業方式については設計施工分離方式を採用することとしました。設計者選定方式ですが、これも前回の会議でプロポーザル方式を委員会としては採用をいただきましたが、これも内部手続きでプロポーザル方式ということで採用しました。

事業スケジュールですが、市民サービスの向上と防災拠点の早急な整備、これが急いでやらないといけないこと、また、本市の財政状況からも交付税措置のある有利な地方債である公共施設等適正管理推進事業債の活用を考慮するものとし、平成 34 年度の供用開始を目標としました。

- (委員長) 第 7 章からあとのご説明をいただきました。ご意見、ご質疑をお願いいたします。
- (F 委員) この C 案、ロータリーがありますよね。あそこの出入口が 6～7ヶ所位ありますが、そこの整備は考えていらっしゃるのでしょうか。
- (事務局) 現在、ロータリーエリアは非常に複雑になっておりますので、何らかの安全措置はとらないといけないと思っております。どういう形がよいか十分検討していきたいと考えています。
- (委員長) まちと歩けるような、歩きやすい整備をしていただいた方がよろしいですね。それから、日本でも採用され始めているのですが、信号機はすごく維持費がかかりますが欧米では信号機はありません。真ん中にロータリーがあって車が一定方向に回る。そういうものがあります。そういうのも含めて今後、検討いただけるといいかもしれません。
- (G 委員) 敷地利用計画のところに書くかどうかわからないが、先ほど委員長からもお話がありましたように、現庁舎の利用をどう考えているのか、ということも少しでも言及しておく、今回いただいた意見書でも周辺商店街の衰退も危惧されていたので今後、活用していくという方向性だけでも示しておくべきではないかと思う。
- (事務局) 現状の考え方でいくと、C の予定地に庁舎が建つとなると当然、現在の敷地、現庁舎を含めた利活用については都市との再開発と言うかエリアを含めた中でどのような活用がいいのかということは考えていくべき必要性がございます。
- (B 委員) 基本方針に「市民に親しまれる、やさしい庁舎」とあります。具体的にはバリアフリーになっている、障害者も使える、子供も使えると書いてあります。そこに向かう市庁舎がここに着くために親しみやすい場所なのか、バス停があるがバスは通るのか、私た

ちお年よりは不安があります。垂水市はすごく長く、私個人的に車に乗らないので市役所に行くのに不便です。例えばここに行く「くるりんバス」があれば、フェリー、公民館、図書館なども通り、元商店街のところにもバス停があるので利用しやすくなり、少しは希望が持てると思います。

(事務局) 今のご意見は公共交通政策の部分になると考えておりますけれども、現状の法制度の下では「くるりんバス」といった形でバスを使うことは、正式な公共交通のバス停がありますので、厳しい状況でございます。しかし、検討をしていかなければならないとは思っており、新公共交通の課題と認識しております。

(委員長) 将来のためにも書いておいたほうがいいかもしれません。法的に書けないのですか。

(事務局) くるりんバスみたいなものを走らせるのは厳しいと思います。

(委員長) 公共の交通機関について検討するというような書き方でいいのではないか。

(事務局) 現在ある公共交通のバス路線はコースを変えたりするのはある程度協議のできる話でございますので、便数を増やすとか、そういったものには繋がっていくかと思っております。

(委員長) では公共交通機関の検討をするということで、今、ご意見あったことも含めて、G委員からもご意見があったのですが、庁舎跡地とか、実は市民会館のほうも教育委員会が市庁舎の方に移りますので、後の活用を考えないといけないと思っております。

(事務局) 地球環境に配慮し、周辺環境と調和した庁舎の項目がありますが、この基本的必要機能「周辺環境配慮機能」の中に敷地整備、もしくは「庁舎デザインと景観形成」の部分にここへのアプローチや周りを取り巻くことの話、また、公共交通の考え方を盛り込むことは可能かと思っております。跡地の課題ですが、現在のところ、市としても十分検討していかないといけないと考えていますが、可能であれば委員会としてもそういう跡地対策を十分とってほしいという意見としてまとめていただければ、事務局として対応はしやすいと考えております。

(委員長) これは、委員会から市長宛に意見書を出すということですかね。

(事務局) はい。

(委員長) では、G委員からもご意見のあったこの跡地活用について、今後も検討してくださいという文章を市長宛にお出しすることをこの意見書の回答でよろしいですかね。意見書への回答としては出された内容について意見書を市長に出しましたと回答するということがいかがですか。そうしたら意見書の方の対応もできると思うのですが、ご意見がなければ今の意見書も含めて今のここの跡地利用のところ進めたいと思うのですが。文章の方は私に一任していただければ、作成し印刷してお出ししたいと思います。それでよろしいですか。

それでは意見書の方はそのようにさせていただきます。他に7章から後の部分でご意見・ご質疑等いただきたいのですが、いかがでしょうか。

(G委員) 事業方式のところで、設計施工分離発注方式が選ばれたということなのですが、その上の「今回～採用します。」のところをなぜこれを選んだのか、という理由を明確にしたほうがいいかと思ひまして、前回の会議は私、欠席させていただいたので議事録を拝見させていただいたのですが、設計者と施工者が別れているほうがダブルチェックできて、品質が良くなりますよということかと思ひますので、そういった点をより明確に記す方がいいと思ひます。

(委員長) 庁舎の場合はPFI方式だと単体なのでうまくいかないという話も出たと思います。その辺の追記をしていただくといいかもしれません。他にご意見ないでしょうか。

私のほうで確認をお願いしたいのですが、概算事業費の外構整備費ですが、埋立地なので液状化対策は書いておいた方がよいと思います。車の出入りができなくなる可能性があります。そうするとこの値段でできるのか心配で、その辺は備考の欄でもいいですのでお願いします。他にご意見はありませんか。

では、まとめに入ります。基本計画案ですが、概ねこの基本計画書は妥当であるということでご異議ありませんでしょうか。

次に、整備位置ですが、候補地Cとなっておりますが、委員会としては、「周辺環境を含め、安全対策を行うこと」を意見として提出することで、これは先ほどこの跡地利用も含めて意見書とし、私のほうでつくりたいと思います。

それから、パブリックコメントで結構、施設機能に関して意見がたくさん出ています。今後、進め方の中で市民の意見もこれだけ反映して欲しいということも意見書の方に書かせていただけないかなと思うのですが、そういったように私のほうで文章を作ります。それから市民の意見を聞いて欲しいということを文章にまとめて、市長宛にお出しして、周辺の方への意見書の回答としてはそのように、お返事を本委員会からということでご了解いただければと思うのですが、よろしいですか。

それでは、以上で本日の協議は終了したいと思うのですが、特に何かございましたら、よろしいですか。これをもちまして、委員会を終了いたします。ありがとうございました。